地方法人税法施行規則の一部を改正する省令

地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表一の表中

（ふりがな） 代表者 記名押印	を	（ふりがな） 代表者	に、	（ふりがな） 国内源泉所得に係る事業等の責任者 記名押印	を	（ふりがな） 国内源泉所得に係る事業等の責任者	に、

分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額 （（（法人税申告書別表六（五の二）「８」＋法人税申告書別表十七（三の十二）「４」）又は（法人税申告書別表六の二（二の二）「８」＋法人税申告書別表十七（三の十二）「８」））と⑹のうち少ない金額）	を	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額 （（（法人税申告書別表六（五の二）「８」＋法人税申告書別表十七（三の十二）「８」））と⑹のうち少ない金額）	に、

同上の4.4％又は10.3％相当額	21	を	同上の10.3％相当額	21	に、	同上の4.4％又は10.3％相当額	23

を	同上の10.3％相当額	23

に改め、同表の記載要領第一号中「次号及び第４号」を「第３号」に改め、同第二号を削り、同第三号を同第二号とし、同第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同第八号を削る。

別表二の表中

地方法人税額 ⑹×（4.4％又は10.3％）－（（（法人税申告書別表六（五の二）「５の③」）＋（法人税申告書別表十七（三の十二）「１」）－⑹）と０のうち多い金額） （マイナスの場合は０）	を	地方法人税額 ⑹×10.3％－（（（法人税申告書別表六（五の二）「５の③」）＋（法人税申告書別表十七（三の六）「１」）－⑹）と０のうち多い金額） （マイナスの場合は０）	に、	地方法人税額 ⑭×（4.4％又は10.3％）－（（（法人税申告書別表六の二（二の二）「５の③」）＋（法人税申告書別表十七（三の十二）「５」）－⑭）と０のうち多い金額） （マイナスの場合は０）	を	地方法人税額 ⑭×10.3％－（（（法人税申告書別表六の二（二の二）「５の③」）＋（法人税申告書別表十七（三の六）「５」）－⑭）と０のうち多い金額） （マイナスの場合は０）	に、

恒久的施設帰属地方法人税額 ㉕×（4.4％又は10.3％）－（（（法人税申告書別表六（五の二）「５の③」）－㉕）と０のうち多い金額） （マイナスの場合は０）	を	恒久的施設帰属地方法人税額 ㉕×10.3％－（（（法人税申告書別表六（五の二）「５の③」）－㉕）と０のうち多い金額） （マイナスの場合は０）	に改め、

同表の記載要領第三号を削り、同第四号を同第三号とし、同第五号を同第四号とし、同第六号を削り、同第七号を同第五号とし、同第八号を同第六号とし、同第九号を削る。

別表二付表の表中

個別控除対象所得税額等相当額 （法人税申告書別表十七（三の十二）「９」） 各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 （法人税申告書別表十七（三の十二）「10」）	を	個別控除対象所得税額等相当額 （法人税申告書別表十七（三の六）「９」） 各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 （法人税申告書別表十七（三の六）「10」）	に、	地方法人税の額から控除する （（法人税申告書別表十七（三の十二）「８」）と（（「６」）－⑾）のうち少ない金額）			

金額 別表一	を	地方法人税の額から控除する金額 （（法人税申告書別表十七（三の六）「８」）と（（別表一「６」）－⑾）のうち少ない金額）	に改める。